

# 平成29年度社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会

## 事業計画

社会福祉法の改正により、社会福祉協議会の組織・事業体制の見直しが求められる中、国では生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しに向けた検討が進められるとともに、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの在り方が検討されるなど、地域福祉施策がめまぐるしく変化しています。

四万十町においては、少子高齢化、過疎化、社会的孤立、経済的困窮などの問題の広がりの中、地域の福祉課題は益々多様化・深刻化し、地域住民一人ひとりの生活課題を早期に発見し、深刻化させない切れ目のない支援や支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本会においては、地域関係者とのネットワークづくりの実践を基盤に、総合相談・支援体制の強化を図ります。また、地域での支え合いの仕組みづくりのため、地域住民が自らの地域のあり方を構想し、自らの力で様々な社会資源を使って地域づくりを実現していく「地域の福祉力」を高める取り組みを更に推進していきます。

社会福祉施設をはじめとする福祉分野において、数多くの福祉サービスを提供する事業者としてサービスを必要とする人々が安心して生活が送れるよう、より質の高いサービスを提供します。本年度は、昨年度から建設中の小規模多機能型居宅介護事業所を開設し、高齢者だけでなく、障害のある人も利用できる施設として運営していきます。

「地域は家族一笑顔で暮らせる四万十町」を基本構想（全体目標）とした「四万十町地域福祉活動計画」については、平成30年度から「四万十町地域福祉計画」と一体的に進めていくために、本年度、行政と本会とが事務局となり策定します。

子どもやお年寄り、障害のある人、すべての住民が安心して暮らすことのできる四万十町となるよう、住民、行政、関係機関・団体等と連携・協働し、地域に根ざした活動を推進し、住民や地域から信頼される社会福祉協議会を目指して、役職員一体となり次の重点事業に取り組みます。

## 重点事業

### 1. 法人運営の基盤強化

本会は公共性と民間性をあわせもつ地域福祉をすすめる団体として、地域住民から信頼される組織づくりを目指します。

- ・組織体制・経営の見直し（中・長期計画策定）
- ・事業運営の透明性の向上
- ・職員の資質向上のため、各種研修への積極的参加
- ・会員会費制度の周知、加入促進への取り組み
- ・広報活動の充実・強化

### 2. 小地域福祉活動の推進

多様化する住民の地域福祉に対するニーズや地域における福祉課題に対応するため住民、行政、関係機関・団体等との連携を図り、地域支え合いネットワーク構築に努めます。

- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定
- ・住民座談会を開催し、地域の課題を共有し、解決に向けた取り組みを検討
- ・生活支援サポーター養成研修を実施し、地域で見守り・支え合いのできる体制を強化（小地域ネットワーク）

### 3. 住民参加の地域福祉活動の推進

ボランティアセンターとしての機能を充実させ、ボランティア団体や福祉団体の活動の場としての基盤整備を図り、住民主体による福祉活動の拡充に努めます。また、自主防災組織の活動とも連携し、災害ボランティアセンターの体制づくりに努めます。

- ・ボランティアセンター機能の充実・強化
- ・災害ボランティアセンター体制づくり

### 4. 福祉教育の推進

地域住民の福祉活動への理解と関心を深めるため、様々な福祉教育・ボランティア学習の機会を提供し、福祉のこころづくりに努めます。

- ・福祉教育プログラム化への協議
- ・住民座談会等で福祉の出前講座の開催

## 5. 在宅福祉サービスの推進

支援を必要とする高齢者や障害者の方たちが、地域の中で安心して暮らせるよう運営規程等に基づき、在宅福祉サービスを提供します。

- ・小規模多機能型居宅介護事業の建設及び開設（10月開設予定）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・介護職員初任者研修の実施
- ・人材育成のため、内部研修や、計画的な研修の実施
- ・指定管理施設のあり方等在宅福祉事業の見直しについての協議
- ・経営改革に向けた協議

## 6. 相談・援助活動の推進

総合相談・支援体制の充実強化を図り、各種関係機関との連携のもと問題解決に努めます。日常生活自立支援事業、生活困窮者相談支援事業、障害者相談支援事業等、様々なニーズに対応できるよう相談支援体制を確立します。

- ・巡回法律相談の実施
- ・日常生活自立支援事業の実施
- ・生活困窮者自立相談支援事業の実施
- ・障害者相談支援事業の経営

## 7. 危機管理体制の強化

大規模災害等に対応するため、法人全体の危機管理体制を強化します。また、福祉避難所に指定されている施設での避難訓練を実施し、住民に理解と協力を依頼するとともに、職員間での意識共有を図ります。

## 8. その他

各団体事務局、関係機関等と連携し、地域福祉の推進に努めます。